

件名	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31条） 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）

**【改正の概要】**

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第261号）が公布されたことに伴う規定整備を行う。

○改正内容

引用条文の条ずれ

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

- ・第10条 → 第4条の5

○参考

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条

施行日 公布の日

**【その他参考事項】**

○支給額（災害派遣手当と同額）

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設 （1日につき）	その他の施設 （1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

○支給方法（災害派遣手当と同額）

職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の給料支給の例による